第4回松川町景観計画策定委員会 会議録

日 時: 令和2年10月20日(火)

18 時 30 分~19 時 20 分

場 所:松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. 中村委員長あいさつ

皆さんこんばんは。前回の第3回の会議が書面会議ということで、委員の方からこんなことでいいのかというお電話をいただいたことがありました。その中でこういった会議を開いていただけて今日は本当に良かったと思っております。皆様の第1回2回の活発な話し合いというのは今後の町の景観計画に対して生かされていくと思っております。今日もよろしくお願いいたします。

3. 協議事項

- (1) 松川町景観計画(案)について
- (2) 松川町景観条例及び施行規則について
- (3) 松川町景観審議会への移行について
- ■説明…建設課建築管理係長 福島

<質疑応答>

(中村委員長)

今の説明で審議会のことに触れられた中で、これからみなさんにアポを取るということですが、 審議会について回数等が気になるところかと思います。その点だけ簡単にご説明いただけますか?

(事務局)

委員さんにつきましては諮問される案件があったときが主な出番になります。今の段階ですと年間にどのくらいあるのかというのは予測が難しいですが、計画自身がどのように考えていかなければならないのか、概ね 10 年という考えの中で、途中で改正等も含めますと、少なからず 0 回ということはないかと思います。それから松川町に鉄塔や大規模建築物等ができる場合には、町長から審議会への諮問という形で審議が出てくる場合があります。町の景観ということになりますので、計画をもう一度精査していくということから考えますと年に1,2回くらいかなと思っておりますのでご承知いただければと思います。審議委員さんの任期につきましては条例の34条に委員の任期ということで記載をさせていただいておりますが、任期は委嘱から2年ということになりますので、よろしくお願いいたします。

(委 員)

審議委員会の内容ですが、委員名簿の中の所属と備考を継続するのか、それとも氏名を継続するのか、充て職なのかそれとも今回アポを取った人の名前でいくのか教えてください。

(事務局)

充て職ということは全然考えておりません。今日ご出席いただいている皆様のお名前でということで考えておりますので、ご考慮いただければと思います。

(委 員)

任期2年が終わったあとにはどのように自分の立場を明らかにしていけるのでしょうか?私はもうやりませんということで終わりですか?例えば私は区から来ているので、任期が終わるなら次に区から出すとかそのあたりは?

(事務局)

策定委員会の最初の選出方法が区から1名出していただきたいとお願いさせていただいたところでございます。今回審議委員会に移行していくにあたり、この計画が分かっている方に審議委員さんになっていただきたいということでございます。根本としますと行政というよりも、住民の皆さんに一番密着しているのは各区からご選出いただいて、あえて今回役職の方を選出していただいておりません。いずれにしましても各区からのご選出、そのあとのことを言ってくださっていますが、各区からのご意見を町としてはお聞きしたい部分があります。もし今回お許しいただけるのであれば審議会の委員さんをお願いしたいのと、もし2年後の後継となりますと、その時の区長さん、今委員さんでいらっしゃる方含めましてご選出をお願いしたいと思っておりますので、ご協力いただければありがたいと思っております。

(委 員)

ということは事務局の方で次の方の手配をしていただけるということですか?

(事務局)

区会の方にお話をさせていただきまして、ご選出いただくようにお願いをさせていただきたいと思っております。

(委員)

もっとやりたいということであればそのままいくわけですか?2年経っているからという問題ではなくて?

(事務局)

条例の34条にありますが、任期は2年ということで記させていただいていますが、そのあとに 再任は妨げないということになっておりますので、そんな形でお願いしたいと思っております。

(中村委員長)

他に質問がないようですので、協議事項を閉じさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは皆様のお手元にあります景観計画(案)の製本をさせていた

だきますのでよろしくお願いいたします。中身に関しましては再度読んでいただきまして、誤字脱字がもしあればご指摘いただければと思います。

このあと、町の都市計画審議会に審査をお願いすることになりますが、それが 11 月の終わりの 予定となっております。また今日のことを議会に報告しまして、策定委員会の皆さんの中では景観 計画はこれでよろしいということでご報告させていただきます。審議会を経まして、来年の 1 月 1 日に景観行政団体になって景観計画も始まっていくということでお願いいたします。

4. その他

概要版については各世帯にお送りさせていただきます。景観計画の1冊の方に関しましては各自 治会、区会、今お見えになっている皆様、各団体にお配りして、松川町の未来を守っていくという 形で考えております。

5. 閉 会